

# 令和 8 年度 再造林のスマート化加速事業 応募要領

## 【応募書類の入手方法】

鹿児島県のホームページより応募書類をダウンロードしてください。

## 【応募書類の提出方法】

応募書類は、事業実施予定箇所を管轄する地域振興局・支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課へ郵送又は直接提出してください。

## 【応募書類の受付期間】

令和 8 年 5 月 19 日(火) ～ 令和 8 年 6 月 24 日(水) 午後 5 時  
(郵送の場合は、令和 8 年 6 月 24 日の消印有効)

## 【補助事業の実施可能期間】

補助金の交付決定日以降 [原則] ～ 令和 9 年 3 月 19 日(金)

### 問合せ先・応募書類の提出先

各地域振興局等	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局 林務水産課林務係	〒892-8520 鹿児島市小川町 3-56	099-805-7297
南薩地域振興局 林務水産課林務係	〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13	0993-52-1335
北薩地域振興局 林務水産課林務係	〒895-8503 薩摩川内市神田町 1-22	0996-25-5509
始良・伊佐地域振興局 林務水産課林務水産係	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 12	0995-63-8159
大隅地域振興局 林務水産課林務第一係	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2161
熊毛支庁 林務水産課林務係	〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-1133
熊毛支庁屋久島事務所 農林普及課林務係	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2253
大島支庁 林務水産課林務係	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7285

### 問合せ先 ※応募書類は受け付けていません

県 庁	電話番号
県庁 かがしま材振興課 木材生産係	099-286-3362

## 1 事業目的

森林資源の循環利用の促進と公益的機能の持続的な発揮に向け、再造林、下刈り又は鳥獣被害防止施設整備（以下「再造林等」という。）のスマート化に関する取組を支援することにより、再造林の一層の推進を図ることを目的としています。

## 2 応募要件

応募に当たっては、次のア～カの全ての要件を満たす必要があります。

ア 県内の森林において森林経営計画の認定を受けた者であること。

イ 同一のスマート化に係る取組を複数応募していないこと。

ウ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等、支援の対象として社会通念上適切でない判断される者でないこと。

オ 申請に必要な書類を全て提出できること。

カ 取組内容や作業状況写真等を県のホームページやパンフレット等で使用することに同意すること。

## 3 補助対象事業

補助対象事業は、次のア～キの全てに該当するものとします。

ア 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」（指定が見込まれる区域を含む。）の区域内で行う取組であること。

※ 「特定植栽の実施を促進すべき区域」の指定が見込まれる区域とは、市町村森林整備計画で定める木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であって、将来にわたり育成単層林として維持する森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な一体的な森林の区域とします。

イ 次の表で示す工種の作業において、通常使用していない新たな機械や器具等を活用し、低コスト化、省力化又は軽労化に資する取組であること。

工 種	事 業 内 容 等
再造林	人工林伐採跡地において行う苗木の植栽及びこれらに伴う作業とし、植栽本数は2,500本/ha以下とする。
下刈り	再造林実施箇所において行う雑草木の除去とし、対象林齢は1年生から5年生とする。ただし、秋植え等で1年目に下刈りを実施しない場合、林齢6年生まで実施することができるものとする。
鳥獣被害防止施設整備	野生鳥獣による森林被害の防止等を行うために行う鳥獣被害防止施設の整備とし、再造林と一体的に行われるものとする。

- ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する当該森林経営計画に基づき実施する再造林、下刈り又は鳥獣被害防止施設整備であること。
- エ 造林補助事業など国庫補助事業の活用が見込まれること。
- オ 技術講習会の開催等を計画していること。
- カ 令和9年3月19日までに、事業が完了することが確実であると認められること。
- キ 採択決定の通知を受ける前に、既に再造林等の作業に着手しているものでないこと。
- ク 政治的又は宗教的活動に資するものと認められないこと。

### 補助対象となる取組例



## 4 補助対象経費

補助対象経費は、本補助事業の実施に必要な経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって補助対象としての用途、金額、規模等の確認が可能であって、次の表に掲げるものとします。

工 種	補 助 対 象 経 費
再造林	地拵え、苗木の購入、苗木運搬、仮植、植付けに要する経費（スマート化の取組を含む。）
下刈り	雑草木等の除去に要する経費（スマート化の取組を含む。）
鳥獣被害防止施設整備	鳥獣被害防止施設の設置等に要する経費（スマート化の取組を含む。）

(注) 林業機械経費については、この事業に必要な損料等（レンタル・リース料を含む。）の経費を計上するものとする。なお、購入費は対象としません。

## 5 補助金額

補助金額は、知事の定める定額単価に事業量を乗じて算出される金額と事業の実行に要した経費を比較し、いずれか低い金額（100円未満は切捨て）とします。ただし、造林補助事業等の補助金が交付される場合は、当該補助金額は控除します。

※ 事業の実行に要した経費とは、事業終了後に事業主体が森林所有者に報告する事業の実行に要した経費とします。

※ 知事の定める定額単価は、次の表のとおりとします。

区 分	定額単価
再造林	ha 当たり 228 万円
下刈り	ha 当たり 99 万円
鳥獣被害防止施設整備	100m 当たり 23 万円

## 6 応募手続

### (1) 募集期間

令和8年5月19日(火)～6月24日(水)午後5時（郵送の場合は当日消印有効）とします。

### (2) 応募方法

所定の応募申請書等（県のホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、提出先まで郵送又は直接提出してください。

### (3) 提出書類

- ① 再造林のスマート化加速事業応募申請書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 経費内訳書（様式3）
- ④ 申請者概要（様式4）
- ⑤ 事業計画位置図（5万分の1の地形図等）・施業図（5千分の1の森林計画図等）
- ⑥ 事業費の積算根拠となる資料
- ⑦ 施行地の現況写真

### (4) 提出部数

各1部

### (5) 提出先

事業実施予定箇所を管轄する県地域振興局・支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課に提出してください。

### (6) 留意事項

ア 提出された書類は、返却しませんので、書類のコピーを必ず保管してください。内容についてお問合せをさせていただく場合があります。

イ 提出書類の不備や不足等に対する追加・修正書類については、速やかに提出してください。

## 7 審査

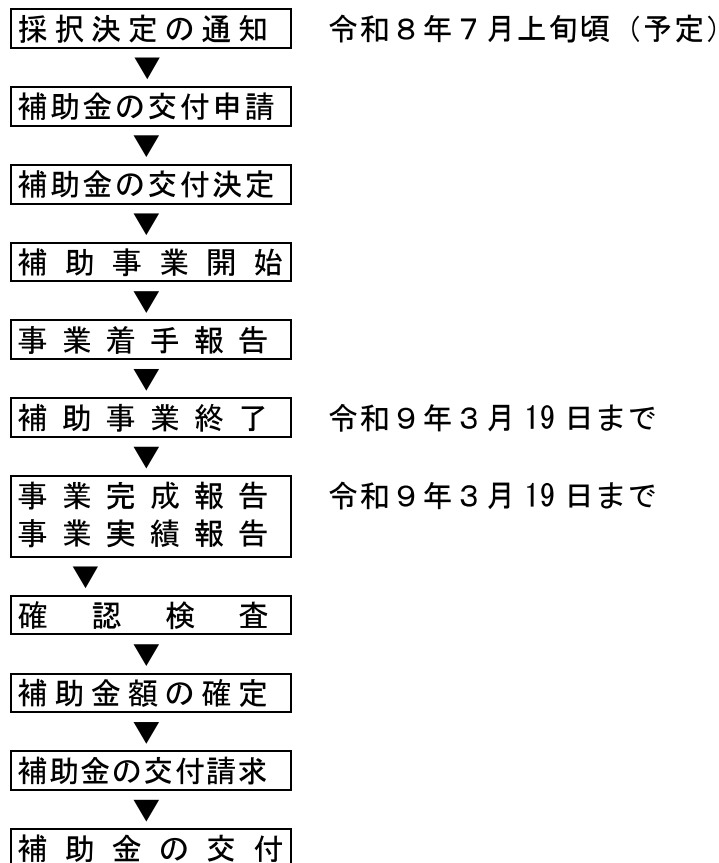
- ア 提出された書類に基づき審査を行い、補助事業者を選定します。
- イ 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問合せにはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 審査項目は、次の表のとおりとします。

審査項目	内 容
①取組内容	・課題等を解決するための取組となっているか ・スマート化の取組が低コスト化、省力化又は軽労化に資するものとなっているか ・事業内容に創意工夫がみられるか
②実施体制	・事業遂行のため適切な人員体制となっているか ・事業実施に必要な技術者や機械設備等を有しているか
③事業費等	・事業費等が明確な根拠に基づいて適切に積算されているか ・事業遂行に当たり適切な収支計画となっているか
④波及効果	・地域への波及効果が高いか

- エ 選定結果については、応募のあった全ての申請者に通知します。
- オ 応募した事業が採択された場合は、みんなの森林づくり県民税関係事業との重複申請は認めませんので、留意してください。

## 8 採択決定後の流れ

補助事業者としての採択決定後の流れは、次のとおりです。



## 9 補助金の交付申請

補助事業者は、採択決定後、次の書類を指定された期限までに事業予定箇所を管轄する地域振興局・支庁等に提出してください。

なお、補助金等交付申請書の提出をもって、事業の取組内容や作業状況写真等を県のホームページやパンフレット等を使用することに同意したものとします。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 事業箇所明細表
- ⑤ 位置図（5万分の1の地形図に事業実施予定箇所の位置を記入したもの）

## 10 補助金の交付決定

補助金の交付決定とは、応募内容について審査した結果、補助対象とすることを決定したものです。補助事業者に補助金交付決定通知書により通知します。

なお、次の事項に留意してください。

ア 最終的な補助金額（支払額）を決定・保証するものではありません。

イ 交付決定に当たり、必要に応じて条件を付す場合があります。

ウ 交付決定の際に通知する補助金の額は、補助金額の上限を示すものであり、最終的な補助金の交付金額は、補助事業終了後の確認検査を経て確定します。そのため、補助金の交付金額は、交付決定額から減額となる場合があります。

エ 補助金交付の対象となる事業は、応募時の提出書類の内容及び補助金交付決定通知書で通知した内容の事業となります。県の承認なく、これらと異なる内容の事業を行った場合は、補助金の交付対象となりません。

オ 補助事業の実施に当たっては、応募内容及び補助金交付決定通知書記載の内容に沿って、令和9年3月19日までに完了させてください。交付対象事業の完了が確認できない場合、補助金は交付されません。

## 11 補助対象事業の実施

補助金の交付決定がなされただけでは補助金は交付されません。交付決定後は、速やかに事業を実施してください。

### (1) 補助対象事業の開始

ア 補助事業者は、補助事業の成果、経費の妥当性及び適切な経理処理について、第三者に対し合理的に説明・立証する必要があります。事業実施に当たっては、補助金交付決定通知書に基づいて適切な処理を行ってください。

イ 補助事業に着手したときは、事業着手報告書を事業予定箇所を管轄する地域振興局・支庁等に提出してください。

ウ やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書を提出し、県の承認を受けなければなりません。

(2) 事業計画の変更・中止

応募申請書に記載の内容を変更・中止するときは、所定の手続を行う必要があります。

ア 届出が必要な場合

補助事業者の名称、所在地、代表者の変更を行った場合は、速やかに県へ届出を行う必要があります。

イ 変更申請及び県の承認が必要な場合

次の①～②のいずれかに該当する変更を行うときは、事前に変更申請等の手続を行い、県の承認を得る必要があります。県の承認を得ずに変更を行った場合は、補助金の交付対象とはなりません。

なお、正当な理由がない限り変更・中止は認められません。

- ① 補助金額の増減（補助事業の中止を含む）
- ② 事業量の30%を超える増減

(3) 補助事業の経理

ア 関係書類の保管

補助事業に係る経理処理については、他の事業と区別して取引（収支）を記録するとともに、帳票類を保管・管理してください。

イ 経費の支払方法

支払方法は、補助事業者名義の金融機関口座からの振込払いを原則とします。次の①～⑤の事項に留意してください。

- ① 補助事業者名義以外の口座から振込を行った経費については、原則補助金の交付対象とはなりません。
- ② 他の取引と相殺して支払が行われている経費は、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 現金による支払は、当該経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書を提出することにより、決済の確認ができる必要があります。
- ④ インターネットバンキングを利用する場合は、振込先名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込完了画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの保存が必要です。
- ⑤ 契約・支払確認に係る書類の宛先は、補助事業者名であることが必要です。

## 12 事業完成報告、事業実績報告

事業が完成したときは、速やかに事業完成報告書及び事業実績書を事業箇所を管轄する地域振興局・支庁等に提出してください。提出された書類をもとに、確認検査を行います。

事業実績書には、次の①～⑥の書類を添付してください。ただし、③～⑤については、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができます。

- ① 収支精算書
- ② 事業箇所明細表
- ③ 位置図（5万分の1の地形図に事業実施箇所の位置を記入したもの）
- ④ 施業図

ア 森林計画図等に施行地の測点及び測線が挿入された図面、実測図（1,000分の1を標準とする。）又は精度の高い図面のいずれかに、森林の所在地、座標、方位、縮尺、面積、既設森林作業道の線形等を記入したもの

イ 面積等は、ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面を利用して求めること。

ウ 現地測量による面積は、小数点以下第3位を切り捨て小数点以下第2位止め、周囲測量の閉合誤差は5%以内とし、測量野帳を添付すること。

なお、測量の誤差の限度は、ポケットコンパス等による測量の場合は、方位角及び高低角各2度、距離100分の5、GNSSによる測量の場合は、距離3m以内とする。

- ⑤ 施行地ごとの事業実施前、スマート化の取組及び事業完了後の状況を撮影した写真
- ⑥ 補助事業の補助金交付申請がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の内訳表等

## 13 確認検査

提出された事業実績書及び添付書類を県が確認し、不足資料がないことを確認でき次第、事業実績書及び添付書類等に基づき、事業実施状況の確認検査を行います。

## 14 補助金額の確定

確認検査後、改めて事業実績書の精査を行います。精査が完了し、補助事業が適正に行われたと認められたときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書により通知します。

## 15 補助金の交付

補助金額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書に必要事項を記載し、事業箇所を管轄する地域振興局・支庁等に請求してください。

請求書が提出された後、指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、補助金が交付されるのは確認検査後のみです。

## 16 事業完了後の注意事項

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、令和 14 年 3 月 31 日まで（補助事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間）保存する義務があります。

## 17 補助金交付決定の取消し及び補助金の返還

補助事業者、委託・外注先の事業者その他補助事業の関係者が、次のア～カのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただく場合があります。

なお、これらの事項は、補助金額の確定があった後においても適用があります。

ア 交付決定または変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

イ 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

ウ 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

エ 補助要件に該当しない事実が判明したとき。

オ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

カ その他、県が補助事業又は補助事業者として不適切と判断したとき。